

その人の障がいの状況や場面によって求められる対応は変わります。必要



申し訳ございませんが

車椅子の方は入店をお断りします



不当な差別的取扱い

- ・車椅子を利用していることを理由に入店を断る
- ・障がいがあることを理由に契約や入会を断る
- ・付き添いの人がいないと対応しない

など

合理的配慮を提供しない

- ・聴覚障がいのある人に声だけでしか伝えない
- ・視覚障がいのある人に紙を渡すだけで読み上げない

など

たとえ...
こんなことが差別になります

12月3日(月)～9日(日)は「障がい者週間」です

問い合わせ 福祉課 障がい福祉係 (☎内線323・324)

ご存じですか？何気なく通り過ぎていませんか？
この機会に、まわりを見渡してみましよう。



◀エレベーターの鏡。これは身だしなみを整えるためのものではありません。車椅子を使用する人がエレベーターの中で回転できないときに、後方を確認するためのものなのです。



▶点字ブロックには2種類あります。一つは線の形をしていて進行方向を表す「誘導ブロック」。もう一つは点の形をしていて危険な場所などを示す「警告ブロック」です。

視覚障がいのある人は点字ブロックを頼りに歩いています。歩行の妨げとなるものをブロックの上に置かないようにしましょう。



◀シャンプーボトルの突起は、触れた感覚でシャンプーとコンディショナーなどを区別するためのものです。また、牛乳パックの切れ込みも同様に、ほかの飲料と区別できるためにつくられています。

外見では気づきにくい障がいがあります

視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、内部障がい(心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸ほか)、知的障がい、精神障がい、発達障がいなど...外見では気づきにくい障がいもあります。見た目だけで判断せず、必要なときに配慮をしましょう。

ヘルプカード

外見では不自由や障がいに気付かれにくい人、コミュニケーションがうまくできずなかなか伝えられない人などが困っているときに、周りの人がすぐに気付くことができるよう身に付けておくためのカードです。ヘルプカードを持った人が困っているときは、お手伝いをお願いします。



ヘルプカード(福祉課の窓口にあります)

「障がい者週間」とは？

毎年12月3日から9日までは「障がい者週間」です。障がいのある人の福祉について関心と理解を深め、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

障がいのある人もない人も共に生きる社会に

一人一人が障がいについて考えるきっかけにしましょう。
障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会を作ることを目指して「障害者差別解消法」がつけられました。この法律では、役所や民間事業者が、障がいのある人に対して「不当な差別的取扱い」をすることを禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

「不当な差別的取扱い」とは
障がいを理由としてサービスの提供を拒否したり、提供にあたり障がいのない人にはつけない制限や条件をつけたりすること

「合理的配慮」とは
社会の中にあるバリアを取り除くために、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮

まごころ製品

福岡県では、障がいのある人がつくる製品や提供するサービスを「まごころ製品」と名付け、その販売と提供を通して収入向上に取り組んでいます。障がいのある人の自立のため、ご支援をお願いします。



「まごころ製品」ロゴマーク



障がい者支援施設「宰府園」の木工製品